

佐川町薪ストーブ等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クリーンエネルギーである山林の未利用資源の活用を積極的に行い、地球規模の環境問題に配慮した生活と環境にやさしいまちづくりを推進することを目的に、薪ストーブ、薪ボイラー及び薪風呂（以下「薪ストーブ等」という。）を設置する者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、補助金の交付にあたっては、佐川町補助金交付規則(平成9年佐川町規則第20号)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する事業者であること。
- (2) 自ら居住する町内の住宅又は町内の事業所及び町内の園芸用ハウス等に薪ストーブ等を新たに設置する者若しくは既存薪ストーブ等の更新を行う者であること。
- (3) 町税を完納している者であること。
- (4) 当該年度内に薪ストーブ等の設置を完了できる者であること。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 薪を主燃料として使用する薪ストーブ等であること。
- (2) 未使用のものであること。

2 薪を主燃料とする薪ストーブ等は、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の総額が10万円を超えるものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、薪ストーブ等の設置に関する費用（運送料、設置工事費用及び付属品に係る費用も含む）とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金額は、補助対象経費の総額の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、50万円を限度額とする。

2 補助金の交付は、一戸の建物(園芸用ハウスについては一棟)につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、薪ストーブ等を設置する10日前までに、佐川町薪ストーブ等設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- （1）住民票又は事業所等の所在が分かる書類
- （2）町税完納証明書
- （3）設置する薪ストーブ等のカタログ
- （4）見積書の写し
- （5）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めたときは、佐川町薪ストーブ等設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助の条件）

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助事業に係る法令、規則、この要綱等の規定に従うこと及び、薪ストーブ等の設置にあたっては、建築基準法その他関係法令を遵守すること。
- （2）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- （3）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- （4）補助事業により取得した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理すること。
- （5）補助事業の実施にあたっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業主体としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る町の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （6）補助金を他の用途に使用し、若しくは補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令、規則、この要綱等の規定若しくはこれらに基づく町の処分に違反したとき又は補助事業者又は事業主体が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができること。

（補助金の変更等）

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた内容を変更しようとするときは佐川町薪ストー

ブ等設置補助金変更（中止）承認申請書（様式第 3 号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

ただし町長が認める軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項の町長が別に認める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する場合以外の場合とする。

- (1) 補助金額の増額、又は 20%を超える減額
- (2) 補助事業の中止及び廃止

(変更承認)

第 10 条 町長は前条の申請書について内容を審査のうえ、適切と認めたときは、当該補助事業者佐川町薪ストーブ等設置補助金交付変更承認通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後 30 日以内又は当該年度の 3 月 30 日のいずれか早い日までに、佐川町薪ストーブ等設置補助金実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類
- (2) 施工前、施工中及び完成後の写真（外観、施工箇所等が写されたもの）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第 12 条 町長は、前条の実績報告を受けたとき、その報告書類及び現地を速やかに確認し、適切と認めたときは補助金交付を確定する。また、補助金交付確定者には、佐川町薪ストーブ等設置補助金交付確定通知書（様式第 6 号）を交付するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、佐川町薪ストーブ等設置補助金請求書（様式第 7 号）を速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(財産処分の制限)

第 14 条 補助事業者は、補助金により取得した対象設備を町長の承認を受けずに譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(協力の要請)

第 15 条 町長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて当該薪ストーブ等の利用状況等の情報提供を求めることができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は平成 27 年 7 月 13 日から施行する。

附則

この要綱は公布の日から施行する。